

労災特別介護施設(ケアプラザ)の概要

国(厚生労働省)

労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に基づき、全国8カ所に設置した施設です。

労災特別介護施設(ケアプラザ)

全国 8 カ 所

北海道施設	宮城施設	千葉施設	愛知施設
大阪施設	広島施設	愛媛施設	熊本施設

■ケアプラザとは

- ① ケアプラザは、労働災害により重度の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。
 - ② ケアプラザには、原則として、傷病等級又は障害等級が1級から3級の労災年金受給者で在宅での介護が困難な皆様が入居できます。(障害等級4級程度の方でも、特例的に入居が認められる場合があります。)
 - ③ ケアプラザは、厚生労働省の委託を受けて一般財団法人労災サポートセンターが運営し、脊髄損傷、頭部外傷、じん肺等の労災特有の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しています。
- 施設(敷地面積約25,000㎡、延べ床面積約11,000㎡(8施設平均))
- ① 居室数(うち個室): 約89(85)室(8施設平均)
* 個室の広さは約30㎡
 - ② 入居定員: 100名

○ 介護サービスの内容

■ 介護体制

ケアプラザでは、看護師と介護福祉士が24時間体制で勤務し、食事介助、排泄介助、入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。(24時間365日介護)

また、入居者の皆様のお身体の状態に合わせて作成した「個人別介護計画」に沿った適切な介護を行うとともに、身体機能維持のためリハビリ専門職(療法士)によるリハビリテーションも行っています。

■ 健康管理

月3〜4回程度、医療コンサルタント(医師)による健康相談も行っています。また、労災病院等の協力医療機関へは、看護師が付き添ってマイクロバスで送迎しますので、安心して通院できます。

○ ケアプラザの入居費用

■ 入居費用

施設使用料は、厚生労働省が定めた「入居費基準表」に基づき決定されます。施設利用料は、年収や扶養家族の人数に応じ、月額3万3千円から25万8千円までの16段階に区分されています。

例 年間収入430万円で配偶者のある方が個室入居の場合 月額12万8千円
日用品の購買費や診療費などは個人負担となります。

(詳しくは各ケアプラザにお問い合わせください。)
* なお、県・市町村の負担金等は発生いたしません。また、介護保険適用対象外の施設であるため、入居者が年収に応じた入居費を支払うのみであり、入居者は介護保険料の納付は停止されます。

○ 短期滞在型の介護サービス(3種類)も行っています

■ 短期介護サービス

重度の被災をされた労災年金受給者の介護をしておられる家族等が、旅行、病氣、冠婚葬祭などのために一時的に介護ができなくなったときに、短期間利用していただくものです。(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、利用料金は1日につき3,600円(食事代・消費税を含む。))

■ 日帰りサービス

重度の被災をされた労災年金受給者の方に、入浴、給食などの介護サービスを行うものです。(週のうち施設が定めた1日午前10時から午後4時まで、利用料金は1日につき600円(食事代・消費税を含む。))

■ 家族同伴短期滞在介護サービス

家族が重度の被災をされた労災年金受給者と一緒にケアプラザに滞在し、職員と介護を行いながら日常生活動作等に関する介護手法を習得していただくものです。(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、利用料金は1名1日につき3,600円(食事代・消費税を含む。))

受託者(運営)

(一般財団法人)

労災サポートセンター

事業(運営)委託